

処遇改善加算について

1. デイサービスセンターライトハウスにおける職員については介護報酬にあわせて交付される介護職員等処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という)を処遇改善金手当として支給する。
2. 支給は、処遇改善加算を算定した給与支払い日に支給する。
3. 処遇改善金が当月の間に全額を分配できない場合は、夏季または冬季賞与時に賞与額の上乗せとして支給する。
4. その他、業務量増などの必要に応じて処遇改善一時金として支給する場合もある。
5. 支給対象者はデイサービスセンターライトハウスに勤務する正社員、パート職員を含む全職員を対象とする。
6. 処遇改善金手当は、個人の勤務実績や資格等により支給金額を決定する。
7. 処遇改善金及び処遇改善一時金については当該加算が廃止された場合または受け取れない場合には実施しない。

株式会社ライトハウス
代表取締役 竹内憲一

令和 6 年 4 月改定

給 与 規 定

【正社員】

施設管理者	基本給 161,000	役職手当 30,000～50,000	職務手当 30,000～50,000	
	処遇改善金 10,000～50,000	その他扶養家族手当・通勤手当		管理者
介護福祉士	基本給 161,000	職務手当 20,000～40,000	処遇改善金 15,000～50,000	
	その他扶養家族手当・通勤手当			上級者

その他ベア加算相当額として処遇改善金 2 に月額 2,000～9,000 の支給

※その他能力・経験に応じ昇給

※役職手当・職務手当はみなし残業代を含む（個別通知にて表記）

※家族手当・通勤手当については賃金規定に定める額

※処遇改善加算の収入が当該手当の支給額を上回る場合、既存の賞与の引上げによって職員に支給する。（引上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定）

※処遇改善金は基本給の引き上げ額として支給

【パート】

認知症介護基礎研修	時給 930～940 円			初級
初任者研修程度	時給 930～950 円	処遇改善金 20～50 円		中級
介護福祉士	時給 930～950 円	処遇改善金 50～100 円		中級以上

介護職員にはベア加算相当額として処遇改善金 2 に月額 1,000 円～4,000 円支給

（引上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定）

※その他能力・経験に応じ昇給

※処遇改善金は時給の上乗せとして支給

【賞与】

賞与は夏・冬の年 2 回業績等により支給

賞与は介護職員処遇改善加算金による収入が当該手当を上回る場合、賞与引き上げによって支給する。

（引上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定）

株式会社ライトハウス